

農林土木工事特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3)受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2項イ、ロまたはハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第3条 第3条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和6年12月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行)

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（下請次数の制限）

第10条 本工事は、下請次数を制限する工事である。

- 2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第11条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第12条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第13条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第14条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要

領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第15条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

第16条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。

4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○ ○ ○ ○ 工事

発注者 徳島県農林水産部
○ ○ 農林事務所
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

施工者 ○ ○ ○ ○ 建設株式会社
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
完全週休 2 日 (土日)

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○ ○ ○ ○ 工事

発注者 徳島県農林水産部
○ ○ 農林事務所
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

施工者 ○ ○ ○ ○ 建設株式会社
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

(標示板記載例) 完全週休 2 日 (土日) の場合

(見積施工歩掛実態調査)

第 17 条 本工事のゴム引布製起伏堰据付工及び既設ゴム堰撤去工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

(暫定単価方式の試行)

第 18 条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛 (以下、「暫定単価」という。) を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

(本工事の特記仕様事項)

第 19 条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 8 阿 耕 長 寿 命 化 新 井 堰 下 部 工 事

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. 本仕様書は徳島県阿南農林事務所（以下「発注者」という）が実施する「R8 阿耕 長寿命化 新井堰 下部工事」（以下「本工事」という）に適用する。
2. 本工事の施工に当っては、本仕様書、設計図面による他、一般事項については徳島県農林土木工事共通仕様書による。

第 2 条 施工管理

本工事の施工管理は、「機械工事施工管理基準(案)（令和 3 年 3 月）国土交通省」、「施設機械工事等施工管理基準（令和 4 年 3 月 31 日改正）農林水産省農村振興局整備部設計課」「徳島県農林土木工事共通仕様書」によるものとする。なお、立会い施工項目については監督員の指示によるものとする。

第 3 条 準拠規定

本工事の実施に当っては本仕様書による他、下記の関連法規等に準拠するものとする。なお、これらの基準は契約時点における最新のものを適用しなければならない。

1. 徳島県農林土木工事共通仕様書 (徳島県)
徳島県農林土木工事施工管理基準（案） (徳島県)
土木工事共通仕様書 (農林水産省)
施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省)
施設機械工事等施工管理基準 (農林水産省)
ゴム引布製起伏堰施設技術指針 (農林水産省)
土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」 (農林水産省)
2. ゴム引布製起伏堰技術基準（案）((財) 国土開発技術研究センター)
3. ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案） (国土交通省)
4. ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）・同解説 (国土交通省)
5. 機械工事施工管理基準（案） (国土交通省)
6. ゴム引布製起伏堰施設技術指針 (農林水産省)
7. 河川管理施設等構造令・同施行規則 (国土交通省)
8. 河川砂防技術基準（案） (国土交通省)
9. 鋼構造物計画設計技術指針 (農林水産省)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 10. ダム・堰施設技術基準（案） | （ダム・堰施設技術協会） |
| 11. 水門・樋門ゲート設計要領（案） | （ダム・堰施設技術協会） |
| 12. ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案） | （ダム・堰施設技術協会） |
| 13. ダム・堰施設検査要領（案） | （ダム・堰施設技術協会） |
| 14. 機械工事共通仕様書（案） | （河川ポンプ施設技術協会） |
| 15. 機械工事施工管理基準（案） | （河川ポンプ施設技術協会） |
| 16. 日本産業規格（J I S） | （日本規格協会） |
| 17. 電機通信設備工事共通仕様書 | （国土交通省） |
| 18. 日本電機工業会標準規格 | （J E M） |
| 19. 労働安全衛生規則 | （厚生労働省） |
| 20. コンクリート標準示方書 | （土木学会） |
| 21. その他関係法令規則 | |

第4条 一般事項

1. 提出図書

受注者は、下記関係図書を指定期日までに提出し、発注者の承諾を得てから製作を開始しなければならない。また材質などの仕様変更箇所の比較を記載すると共に、根拠を記載した仕様変更比較書も提出すること。

- （1）実施仕様書
- （2）設計計算書
- （3）設計図面
- （4）使用材料数量表・購入品一覧表
- （5）施工計画書（実施工程表含む）
- （6）操作要領
- （7）その他、発注者が必要と認めた図書および資料

受注者は、下記関係図書を指定期日までに提出し、発注者の承諾を得なければならない。また（2）については施工完了後から検査までの間に関係機関に説明会を実施するため、関係機関においても理解しやすいように作成し、発注者及び関係機関の承諾を得ること。

2. 設計変更

- （1）本仕様書、図面等に記載の事項を設計上、製作上等、受注者の都合でやむを得ず変更する場合は発注者の承諾を受けなければならない。
- （2）発注者の都合によって仕様書または設計内容の変更又は追加を要する場合は、発注者および受注者が協議の上決定するものとする。
- （3）本仕様書、図面等に記載の事項で規格を示すものは参考とし、製品を指定するものではない。

3. 充足義務

本仕様書、図面および説明事項に明記していない事項であっても、構造上、製作上あるいは輸送上具備しなければならない必要事項は、受注者の負担においてこれを充足するものとする。

4. 疑義

本仕様書等について疑義が生じた場合、すみやかに発注者に報告し協議の上決定するものとする。

5. 工事用電力

現場における加工、据付に要する電力は受注者で準備するものとする。

6. 竣工

工事終了後、発注者が行う検査の合格をもって、本工事の竣工とする。

第 2 章 工事の概要

第 5 条 工事概要

本工事は、桑野川に設置されている新井堰（ゴム引布製起伏堰）1 門を更新設置するものである。

第 6 条 工事範囲

1. 本工事の施工範囲は、本仕様書並びに添付図面に基づき別紙工事数量表に示すものの設計、製作、輸送、据付までの一切とし、既存施設の袋体、配管類、操作設備等の撤去・処分を含むものとする。

（1）撤去

袋体、取付金具、配管、操作設備を撤去する。

なお、以下の設備は撤去しない。

- ・ 上流水位検知管及び操作室内の照明関係は既設を流用する。
但し、上流水位検知ロストレーナーを更新し、上流水位検知管内に河川流入を阻害するような異物が無いように洗浄する。
- ・ 操作室と河川との間に埋設された給排気パイプライン、ダム内検知パイプライン、過圧防止パイプラインの両端部に閉止フランジを取付け残置する。配管内にモルタル充填する。

（2）製作、据付け

取付金具、給排気管、袋体内圧検知管、ドレン抜き装置、操作設備を据付ける。

（3）土木工事（仮締切工、水替工、既設下部工ハツリ、二次コン、埋設配管のコンクリート巻立て）

（4）交通規制、交通整理人配置

（5）工事に必要な用地の借地に関する協議、調整等

（6）その他設計図書に記載のあるもの

第 3 章 設 計

第 7 条 設計仕様

形 式	ゴム引布製起伏堰
門 数	1 門
堰 底 幅	37.4 m
基 高	2.05 m
倒伏水深	2.45 m
下流水深	0.000 m
法 勾 配	左岸 1:1.5 右岸 1:1.5
計画高水深 (H. W. L)	4.28 m
膨張方式	空気膨張式
固定方式	1 列固定
操作方式	(起立) モーター駆動 (倒伏) 自動倒伏、手動倒伏
操作時間	(起立) 40 分以内 (倒伏) 30 分以内

本ゴム堰更新における概要は、次のとおりである。

整備対象箇所		整備内容	工事内容
施設名	部位		
桑野川 新井堰	堰体	堰体下部工更新	取付金具更新
	開閉装置	開閉装置更新	給排気管更新 袋体内圧検知管更新 ドレン抜き装置新設 操作設備更新

第 8 条 設計基準

部材の安全率は、ゴム引布製起伏堰施設技術指針（農林水産省）及びゴム引布製起伏堰技術基準（案）（（財）国土開発技術研究センター）による。

第 9 条 使用材料

使用材料は、各々の使用区分に応じて設計条件を考慮し、最適のものを選定するものとする。また、主要部材の材料は、下表に示すもの、または、これと同等品以上のものとし、「ダム・堰施設技術基準（案）」及び「ゴム引布製起伏堰技術基準（案）」を準用するものとする。

また、鋼材は製造者の規格証明書付きとし、機器については試験成績表を提出すること。なお、使用する機器の交換部品、消耗品、潤滑油脂類は長期にわたり容易に日本国内で入手可能なものとする。

使用箇所	名称	記号
給排気管・内圧検知管	配管用ステンレス鋼管	SUS304TP
アンカーボルト	ステンレス鋼他	SUS304N2 他

第 10 条 各部構造

1. 袋体取付金具

- （１）アンカーボルトは十分な強度を有するものとする。
- （２）アンカーボルトは、万一損傷した場合でもコンクリートをはつらずにボルト部分の取替が出来るものとする。

2. 配管設備

- （１）給排気管は起立、倒伏時間を考慮して適切な口径とし、内圧に対しては十分な強度を有するものとする。
- （２）ゴム袋体に連結する給排気口は法面及び河床部に数カ所設けるものとする。

第4章 製作

第11条 製作

1. 受注者は指定日までに承諾申請図書を提出して発注者の承諾を受け、その図面に基づいて製作に着手するものとする。
2. 製品は運搬、組立に支障のないよう必要に応じて、分割して製作し、各部分は現地において溶接、またはボルト締めを行って組立てるものとする。
3. 施工順序、分割要領等はあらかじめ十分に検討し、完全な計画のもとに工事を施工するものとする。
4. 一般鋼板の切断は原則として自動ガス切断機を用い、切断面は必要に応じて丁寧に仕上げるものとする。
5. ステンレス鋼板の切断は、プラズマ切断またはシヤー切断によるものとし、切断面は必要に応じて丁寧に仕上げるものとする。
6. 溶接はアーク下向溶接を原則とするが、組立、据付上やむを得ない場合はこの限りではない。溶接面はあらかじめ塵芥、スラグ等を丁寧に清掃し、溶接部には溶接欠陥、脚長の過不足等がないように注意するものとする。
7. 溶接歪みの発生を防止するため、溶接順序を考慮するとともに適当な治具を用いるものとする。
8. 溶接工は十分熟練した溶接技能免許取得者を従事させるものとする。
9. ボルト孔はすべて機械キリで所定の大きさに正確にあけ、食い違いあるいは斜孔にならないように加工するものとする。

第5章 輸送・据付

第12条 輸 送

1. 受注者は輸送に先立ち輸送方法、経路、荷造方法等を示した輸送計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。また、法定制限を越える輸送がある場合は事前に所轄警察署及び道路管理者と協議を行うこと。
2. 製品は据付工程に従って順次搬入するとともに工事現場付近の指定場所に整理し、最小限度に集積して据付工事に支障のないようにするものとする。
3. 荷造は厳重に行い、輸送中に破損、歪み等を起こさないよう十分に注意するものとする。
4. 輸送中、事故により製品に損傷を生じたときは、納期に遅延を来たさないよう早急に修理、または代品を送付して工事に支障のないようにするものとする。
5. 運搬距離については製作箇所、輸送経路を制限するものではないため設計変更の対象としない。

第13条 据 付

1. 現地据付工事にあたっては、この種の工事に熟練する技術者を現地に常駐させて工事全般の指揮、監督並びに対外交渉に当らせ、工事の円滑な進捗を図るようにするものとする。
2. 工事工程表を提出し、発注者の承認を得るとともに、関連他工事ともよく協力して工事を進めるものとする。
3. 据付に先立って垂直、水平基準線は監督員より指示し、その基準線により製品の据付位置を正確に芯出しする。据付にあたっては距離、間隔の狂い、あるいは前後左右の倒れ等のないように確実に堅固に据付けること。
4. 工事現場付近の安全管理には十分に注意するものとする。
5. 現地据付工事終了後は使用した足場、盤木、残材等を完全に撤去、清掃した後始末を完全に行うものとする。

第 6 章 試験並びに検査

第 14 条 試験並びに検査

1. 検査及び試験の内容については、徳島県農林土木工事施工管理基準（案）及び施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）によるほか、別途指示する検査を行うものとする。

2. 現地据付完了後、完成検査として次の試験および検査を行う。

（1）据付寸法検査

その他、試験の項目、方法については監督員と協議の上決定する。